

## 1 競争入札参加資格

- (1) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (4) 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

## ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (5) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (6) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (7) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。  
ただし、平成28年度4月1日以降に電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売事業の登録を受けていること。
- (8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札適合条件を満たす者であること。

なお、入札適合条件は、本公告発出日時点において環境省が示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件例」によるものとし、付紙第3の条件を満たすものとする。ただし、提出期限までに環境省から新たな「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件例」が示された場合はそれに基づいて評点したものを提出する。

- (9) 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除に関する誓約事項を確認のうえ、入札書に必ず誓約すること。

- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。
- (11) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

## 2 郵便入札受領期限

令和7年2月25日(火) 15時まで、本官の手元に届いたものに限り有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係のない職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書も送付すること。

## 3 入札方法

入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の基本料金単価(消費税抜きの月額)及び使用電力量に対する電力量料金単価(季節・時間帯別等の区分による複数の単価を記載しても可)を記載すること。(小数点第2位までとする)

## 4 落札決定方法

- (1) 落札の決定は、消費税抜の総額にて決定します。各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力料金単価)を根拠とし、仕様書に掲示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総額を入札金額とすること。なお、電力料金単価については、ピーク、夏季昼間、その他季昼間、夜間時間を考慮したものを記載すること。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。但し重大な錯誤によるもの及び入札妨害の意図を持って為した入札を除きます。なお、最低価格の入札者が2名以上いる場合は、抽選により決定いたします。
- (2) 入札金額の算定にあたっては、燃料費調整、太陽光発電促進賦課金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (3) 本契約は、本予算を受け、契約書の甲・乙が記名押印した日をもって成立とする。

## 5 保証金

- (1) 入札保証金：免除 但し、落札者が契約締結に応じない場合には、違約金として落札金額の100分の5以上を徴収する。
- (2) 契約保証金：免除 但し、契約者が契約不履行の場合には、違約金として契約金額の100分の10以上を徴収する。

## 6 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印又は担当者氏名及び連絡先が判明し難いもの。
- (3) 第1項に示す入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成提出する。
- (2) 契約書に記載する金額は、入札書に記載された金額に該当金額の消費税相当額を加算した金額（税込価格）とし、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。
- (3) 契約書に適用する特約条項は「駐屯地用標準契約書物品売買契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」とする。

## 8 代金の支払いに関する事項

代金の支払いは、履行完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内となります。

## 9 その他

- (1) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (2) 入札日時に遅れた者の入札は認めない。
- (3) 入札参加者は、令和4・5・6年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し又は令和7・8・9年度の資格審査（定期・更新）又は令和7・8・9年度の資格審査（定期・新規）の申請手続きをした者については申請中の旨を証明できる書類の写しを令和7年2月21日17時までに契約担当官に提出すること。（FAX可）
- (4) 入札参加を希望する者は、**適合証明書(最新の数値により作成)及び、再生可能エネルギー電源の割当計画書（仕様書の条件を満たす割合を会社印等で正式に証明したもの）**に必要事項を記入の上、**令和7年2月21日17時**までに自衛隊青森地方協力本部総務課会計班に提出すること。
- (5) 代表権のない者の入札は無効となるので、代理人による入札の場合は、入札前に委任状の提出が必要です。
- (6) 第1項に示す誓約事項は、自衛隊青森地方協力本部総務課会計班で掲示する入札心得または、東北方面会計隊のホームページで確認できます。
- (7) 第1項に示す入札書に記載する誓約は、「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合)は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」と記載して下さい。
- (8) 入札書に「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を確認のうえ入札見積いたします。」と記載して下さい。
- (9) 問い合わせ先

〒030-0861 青森県青森市長島1丁目3-5 青森第二合同庁舎2階

### ア 入札及び契約手続き等に関する事項

自衛隊青森地方協力本部 総務課会計班 担当：市平

TEL：017-776-1594（直通） FAX：017-776-1605

### イ 仕様書内容及び現場等に関する事項

自衛隊青森地方協力本部 総務課管理班 担当：中川

TEL：017-776-1594（直通） FAX：017-776-1605